

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 3 3 号
件 名	国保の高額療養費支給の法整備を求める意見書の提出について
要 旨	<p>被保険者の高額療養費の支給申請額は、被保険者が医療機関に支払った一部負担金（領収書等）により請求することになっており、国民健康保険法等の法令に定められています。</p> <p>実際の支給金額は、被保険者が申請した領収書等の額ではなく、レセプトの金額で支給されています。法令で定められておらず、事務取扱要領により運用されているにすぎません。被保険者が申請書により提出した書類に基づかない支給額算定は、法令違反の疑いがあります。法整備を行い、領収書等の金額にするのか、レセプトの金額にするのか、明確にすべきです。税金の医療費控除は、申請者が領収書の額で申請した場合とレセプトで申請した場合の両方の申請を認めています。</p> <p>以上のことから、国保の高額療養費支給の法整備を求める意見書を政府関係機関に提出することを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和3年12月2日 市民厚生常任委員会
受 理	令和3年10月15日 第342号